



## 令和5年度 保育所（園）利用申込み受付を開始します

就学前の子どもの保護者が、就労や病気等の理由で子どもの保育を必要とする（日中保育できる家族がいな  
い）場合、次の保育所（園）の利用申込みができます。 ※は延長保育終了時間

保育所（園）	保育時間	備考
大川保育所（町立）	午前7時30分～午後6時30分（～午後7時※）	延長保育あり
中央保育所（町立）	午前7時30分～午後6時	一時預かりあり
ほうりゅうじ保育園（私立）	午前7時30分～午後6時30分（～午後7時30分※）	延長保育・一時預かりあり

●**受付場所** 子育て・健康推進課 子育て推進グループ

●**受付期間** 1月6日（金）～1月31日（火）

※令和5年5月以降に入所を希望する場合は、利用を希望する月の前々月11日  
～前月10日までに申込みください。

●**申込みに必要なもの** 以下①②につきましては、上の受付場所にて配布します。

①教育・保育給付認定申請書（兼）施設等利用申込書

②保育の必要性を証明する書類（就労等証明書など）

※その他、状況に応じて追加書類の提出が必要な場合があります。



- ・申込みは先着順ではありません（受付期間終了後、調整となります）。
- ・申込みおよび保育所（園）に関する情報の詳細は、町ホームページまたは受付場所にてお渡しするパンフレットをご覧ください。
- ・認定こども園、幼稚園、認可外保育施設の利用申込みは、各施設にて随時受け付けています。詳細につきましては、希望する施設に直接問合わせください。



## 子育て世帯向けの給付金に関するお知らせ

令和4年度子育て世帯（ひとり親世帯以外）に対する給付金について、申請期限が迫ってきております。支給要件を確認のうえ、まだ申請がお済みでない方は、お早めに申請をお願いします。

なお、この給付金及び北海道が支給するひとり親世帯に対する同趣旨の給付金は、対象児童1人に対し、原則、重複して受給できませんのでご注意ください。

各給付金の制度詳細や申請書等については、町ホームページ等をご覧ください。ご不明点等がございましたら、お問合わせください。

申請手続	申請書類を確認のうえ、子育て推進グループに窓口提出または郵送にて申請してください。	
申請期限	<b>令和5年2月28日（火）・・・必着</b>	
申請が必要 な方	<b>I. 令和4年度住民税（均等割）非課税の方への給付金（国・道事業分）</b>	
	受給要件	以下のいずれかに該当し、申請日時時点で余市町に居住する方。 ①公務員の方で令和4年4月（対象児童のうち、新生児については、令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月）分の児童手当を職場から受給している方 ②高校生世代（平成16年4月2日～平成19年4月1日生）の児童のみを養育している方（※対象児童が町外に居住している場合を含む）
	対象児童	平成16年4月2日～令和5年2月28日生の児童
	支給金額	対象児童1人あたり 合計6万円（国事業分：5万円、道事業分：1万円）
	<b>II. 令和4年度住民税（均等割）課税の方への給付金（余市町独自事業分）</b>	
	受給要件	I. の受給要件の①または②のいずれかに該当し、令和4年3月31日時点で余市町に居住する方。
対象児童	I. の対象児童と同じ。	
支給額	対象児童1人あたり 6万円（町事業分：6万円）	

問合せ 子育て・健康推進課 子育て推進グループ ☎21-2122